

教育職員免許状取得希望の皆様へ

大学院で教育職員免許状を取得するための履修手続きについて

成蹊大学 教職課程センター
TEL 0422-37-3554

成蹊大学では、大学院生が科目等履修生制度を利用して必要な単位を修得することで、教育職員免許状（以下「免許状」）を取得することができます。

大学院に入学後、科目等履修生制度により免許状の取得を希望する場合には、以下の内容を読み、科目等履修生の申請手続きをおこなってください。

1. 1種免許状 取得希望者（基礎資格：学士の学位を有すること）

※既に1種免許状を取得し、専修免許状を希望する者は「2. 専修免許状 取得希望者」の項を参照してください。

① 科目等履修生制度（教職課程科目等履修生）の概要

以下に該当する人が、学部開設の教職課程に必要な単位を修得し、免許状を取得することができます。

- ・免許状取得に必要な単位を修得できずに学部を卒業した者
- ・大学院に入学してから初めて教職課程を履修しようとする者

②取得できる免許状の種類・教科

研究科名	履修の主となる 学部・学科	取得できる免許状の種類・教科	
		中学校教諭 1種免許状	高等学校教諭 1種免許状
経済経営研究科 ※所属専攻、取得希望の教科等を勘案し決定します。	経済学部 経済数理学科	社会	公民
	経済学部 現代経済学科	社会	地理歴史・公民
	経営学部 総合経営学科	社会	公民
理工学研究科	理工学部 物質生命理工学科	理科	理科・工業
	理工学部 情報科学科	数学	数学・情報
	理工学部 システムデザイン学科	数学	数学・工業
法学政治学研究科	法学部 法律学科	社会	地理歴史・公民
	法学部 政治学科	社会	地理歴史・公民
文学研究科	文学部 英米文学科	英語	英語
	文学部 日本文学科	国語	国語
	文学部 国際文化学科 現代社会学科	社会	地理歴史・公民

③事前履修相談

教職課程の履修にあたり、履修が必要な科目等について事前履修相談（ヒアリング）を行います。
大学院生が教職課程の履修を希望する場合は必ず事前履修相談を受けてください。

なお、事前履修相談にあたっては、教職課程センターまで電話（0422-37-3554）にて来室日時を調整したうえで、来室をお願いします。

相談申込：例年 3月中旬～3月下旬
場 所：教職課程センター（大学6号館2階）
開室時間：月曜日～金曜日（祝日は除く）の9：00～17：00
提出物：「学力に関する証明書」等（本学出身者は提出不要）
詳細は以下を参照のこと。

＜「学力に関する証明書」＞とは

「学力に関する証明書」とは、教育職員免許法に基づき「修得した機関（学部・学科）」と「科目の単位」を証明するもので、学部在学中に修得した教職課程科目の単位を確認するための書類となります。

「学力に関する証明書」が上記期間に用意できない場合、教員免許状取得のために不足している科目を確認することができません。

また、「学力に関する証明書」の作成には、どの大学でも時間を要します（1～2週間）ので、本学入学後に教職課程を履修しようとする者は、早めに出身大学に対し、証明書発行を依頼してください。

なお、証明書を発行する大学の事情で間に合わない場合は、在学中に修得した教職課程科目を確認できる資料（成績証明書・出身大学の教職課程に関する履修要項等）を用意してください。また、上記「学力に関する証明書」の申請手続きは必ずおこない、発行され次第速やかに提出してください。

④選考

教職課程の教員と面接を行います。

（本学からの内部進学者で、学部在学中から継続して教職課程を履修している者などについては、面接が免除される場合があります。）

⑤履修登録

大学院での授業科目と一緒に、履修登録を行います。

⑥履修の許可

4月中旬～下旬

履修の許可は、授業開始日より後に発表となります。

そのため、履修する予定の授業は、第1回目から必ず出席してください。

⑦履修上の注意

- ・ 大学院生が履修する教職課程の科目は、学部の科目です。そのために、「科目等履修生」として、大学院の履修とは別に、教職課程の科目を履修することになります。
科目等履修生として2年目以降も引き続き教職課程の科目を履修する場合は、年度ごとに改めて履修登録が必要になります。
- ・ 学部開設の教職課程科目を履修する大学院生には、大学院の学籍番号とは別の（学部科目履修用の）学籍番号が発行されます。
科目等履修生で履修登録している科目の授業の出席、試験、レポート等については、科目等履修生の学籍番号を使用します。学部開設の教職課程の科目を履修する場合には、大学院の学修に支障が出ない範囲での履修が原則となりますので、教職課程センターにおける履修相談を受け、大学院の指導教員とよく相談し、許可を得たうえで履修登録してください。
（履修申請用紙に指導教員の署名欄が必要となりますので、必ず署名を受けてください。）
- ・ 他大学出身の大学院生については、免許法のうえでは他大学で修得済みの科目であっても、本学の教職課程の指導方針により、本学での開講科目で重ねて履修していただく場合があります、その科目の単位が修得できなかった場合には、教育実習に派遣しないこともありますので、あらかじめご承知おきください。
- ・ 他大学出身の大学院生で卒業した大学・学部・学科等で取得できない教科の免許状の取得を希望する場合には、履修すべき科目が多くなることから、博士前期課程在学中の2年間で免許状が取得できない場合があります。

【重要】2018年度以前に学部に入学者、教職課程（旧課程）を履修し、1種免許状取得に必要な単位を修得できずに学部を卒業した方は、教育職員免許法等の改正により、2019年4月以降は新法（新課程）が適用されることとなります。それにより新課程で新たに単位修得する科目がありますので、履修相談の際に確認してください。

2. 専修免許状 取得希望者（基礎資格：修士の学位を有すること）

大学（本学・他大学とも）の学部在学中に1種免許状を取得している場合の履修上の取扱は、次のとおりとなります。

- (1) 学部時に取得した1種免許状の教科と、大学院所属専攻で取得できる専修免許状の教科が同じ場合

大学院の開設授業科目（のうち教職の「教科及び教科の指導法に関する科目」に指定されているもの）24単位以上を修得し、かつ、博士前期課程を修了することが条件となります。特に科目等履修生制度等によって、別途「教職に関する科目」を履修する必要はありません。

※免許状取得状況の確認をしますので、授与された「免許状（写）」を提出してください。

- (2) 1種免許状の教科と、大学院所属専攻で取得できる専修免許状の教科が異なる場合

原則として、学部時に取得した教科の「専修免許状」は取得できません。

大学院の所属専攻に基づき、履修の主となる学部学科で取得できる教科の免許状を取得したい場合には、「1. 免許状の「1種免許状」取得希望者」と同様の要領で1種免許状を取得したうえで、専修免許状を取得できる場合もあります。

詳細については教職課程センター（大学6号館2階）にお問い合わせください。

3. スケジュール（まとめ）

免許状に必要な単位の修得、または専修免許状取得を希望する本学大学院の入学予定者は、以下のスケジュールで手続きを行いますので、漏れのないようにしてください。

① 1種免許状 取得希望者（上記1. もしくは2.（2）に該当する者）

状況等	成蹊大学卒業または卒業見込みの者	他大学卒業または卒業見込みの者
大学在学中の教職課程履修状況	履修していなかった者【新規履修】 もしくは履修を途中で中止した者【履修再開】	前年度学部在学中に履修していた者【継続履修】
相談申込期間	3月中旬～3月下旬	
教職課程履修ガイダンス	3月下旬	
選考	4月上旬を予定	なし
履修申請	4月上旬～中旬	
履修許可者発表	4月中旬～下旬	

② 専修免許状 取得希望者（2.（1）に該当する者）

状況等	成蹊大学卒業または卒業見込みの者	他大学卒業または卒業見込みの者
大学在学中の教職課程履修状況	1種免許状取得済みまたは取得見込みの者。	
相談申込期間	3月中に「免許状（写）」を持参してください。	
教職課程ガイダンス	-	
選考	なし	
履修登録	教職課程科目の履修を希望する場合には、別途相談してください。	
履修許可者発表	4月中旬～下旬（教職課程科目の履修を希望した者）	

問い合わせ先

場 所：教職課程センター 大学6号館2階

開室時間：月曜日～金曜日（祝日は除く）の9：00～17：00

電 話：0422-37-3554